

流通・取引慣行ガイドライン改正（案）からの主な変更点

No.	変更箇所	変更点
1	第 1 部 3 (2) ア	<p>「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり【<u>イ</u>】事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をい【<u>い</u>、このようなおそれを生じさせない行為については、「市場閉鎖効果が生じる場合」とは認められない<u>う</u>】。</p> <p>(→価格維持効果が生じる場合についても網掛け部分と同様の修正を行う。)</p>
2	第 1 部 第 2 の 7 (1) (2)	<p>(1) 考え方</p> <p>複数の商品を組み合わせることにより、新たな価値を加えて取引の相手方に商品を提供することは、技術革新・販売促進の手法の一つであり、こうした行為それ自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではない。</p> <p>しかし、【<u>こうした行為によって、市場閉鎖効果が生じる場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定 10 項（抱き合わせ販売等））。事業者が、ある商品（主たる商品）の供給に併せて他の商品（従たる商品）を購入させることは、当該事業者の主たる商品の市場における地位等によっては、従たる商品の市場における既存の競争者の事業活動を阻害したり、参入障壁を高めたりするような状況等をもたらす可能性がある。</u>】</p> <p>(2) 【<u>市場閉鎖効果が生じる場合 独占禁止法上問題となる場合</u>】</p> <p>ある商品（主たる商品）の市場における有力な事業者が、取引の相手方に対し、当該商品の供給に併せて他の商品（従たる商品）を購入させることによって、従たる商品の市場において市場閉鎖効果が生じる場合には（注 10）、不公正な取引方法に該当し、違法となる【<u>（一般指定 10 項（抱き合わせ販売等））</u>】。</p>
3	第 1 部 第 3 の 2 (2)	<p>(2) 【<u>競争品の取扱制限としての機能を持つリベート</u></p> <p>事業者は、取引先事業者の一定期間における取引額全体に占める自社商品の取引額の割合や、取引先事業者の店舗に展示されている商品全体に占める自社商品の展示の割合（占有率）に応じたリベート（以下「占有率リベート」という。）を供与する場合がある。また、事業者は、例えば、数量リベートを供与するに当たり、一定期間の取引先事業者の仕入高についてランクを設け、ランク別に累進的な供与率を設定する場合がある。このような場合において、リベートの供与が、競争品の取扱制限としての機能を持つことがある。</p> <p>このようなりべートの供与が、競争品の取扱制限としての機能を持つも</p>

		<p><u>のといえるかどうかを判断するに当たっては、リベートの水準、リベートを供与する基準、リベートの累進度、リベートの遡及性等を総合的に考慮して判断することとなる（注11）。</u></p> <p><u>ア】占有率リベート</u></p> <p>【事業者は、取引先事業者の一定期間における取引額全体に占める自社商品の取引額の割合や、取引先事業者の店舗に展示されている商品全体に占める自社商品の展示の割合（占有率）に応じてリベートを供与する場合があります。</p> <p>このような】占有率リベートの供与が、競争品の取扱制限としての機能を持つこととなる場合は、・・・</p> <p><u>【(3)イ】著しく累進的なリベート</u></p> <p>【事業者は、例えば、数量リベートを供与するに当たり、一定期間の取引先事業者の仕入高についてランクを設け、ランク別に累進的な供与率を設定する場合があります。】累進的なリベートは、・・・</p> <p><u>【（注11）個々の考慮事項のより具体的な考え方は、排除型私的独占ガイドライン第2の3（3）ア～エにおいて明らかにされている。】</u></p>
4	第2部第3の1	<p>・・・また、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる【（注4）】。</p> <p><u>【（注4）このような行為によって、市場における競争が実質的に制限され、私的独占として違法となる場合の考え方については、排除型私的独占ガイドラインによって、その考え方が明らかにされている。】</u></p>

※このほか、技術的修正を行っております。